

# 道路の技術的基準に関する 県及び全国の取組動向

平成24年10月31日

静岡県 交通基盤部 道路局

県民くらし満足度日本一の実現に向けて“みちづくり”

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

# 地域主権一括推進法に基づく条例委任(道路関係)の背景

地方分権改革推進委員会 第3次勧告(H21.10)

## ●義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

### ①施設・公物設置管理の基準

自治体の施設を、国が設置・管理の基準(政省令)を設定していたものを自治体が条例で定めることとする

### ②協議、同意、許可・認可、承認 などの関与の見直し

### ③計画等の策定及びその手続き の廃止、緩和

※勧告内容一部抜粋

地方分権改革推進計画閣議決定 (H21.12)

## 地域主権推進一括法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

第1次一括法(H23.4.28成立)

第2次一括法(H23.8.26成立)

県、市町ともに、  
平成25年4月1日までは  
条例制定施行が必要

※法施行は(一部を除き)平成24年4月1日  
ただし、平成25年4月1日までの間、  
条例の制定施行がされていない場合、  
現行の基準を使えるものとする。

## ●道路の構造基準(道路法第30条) 第1次

政令(道路構造令)

## ●案内標識及び警戒標識の寸法(道路法第45条) 第1次

府令・省令(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(道路標識令))

## ●道路移動等円滑化基準(バリアフリー新法第10条) 第2次

省令(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)

## ●その他の基準

(例) 道路法第48条の3

自動車専用道路と道路等との交差方式の基準 等

参酌した上で、地方公共団体が条例で定める

地方公共団体が条例で定める

# 静岡県の「条例委任(道路関係)」に関する取組概要

## 【概要】

以下の4つの基準を県条例及び規則に規定し、静岡県道路技術審議会を新たに設置しました。

## 【規定する基準】

※対象は県が管理する県道のみ（国道等は対象外）

法	技術的基準等	具体的内容
1次	道路の構造基準	道路の新設・改築を行うときの道路の構造の一般的技術的基準（設計車両、建築限界及び設計自動車荷重を除く）（例．幅員、線形等）
	道路標識の寸法	道路管理者が設置する道路標識の寸法や文字の大きさ
2次	交差方式の基準	自動車専用道路と道路等との交差方式
	道路移動等円滑化基準	バリアフリー新法に基づき、市町が策定する基本構想を策定した地区の中で、特にバリアフリー化が必要な道路（特定道路）の新設又は改築を行うときに従う道路の構造の基準（例．歩道に関する基準等）

## 【条例及び規則の構成】

**静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例**（総則、各種基準の原則と規則への委任、審議会）

道路の構造基準（詳細は「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則」）

道路標識の寸法（詳細は「静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則」）

自動車専用道路と道路等との交差の方式

道路移動等円滑化基準（詳細は「静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則」）

「道路技術審議会」の設置（詳細は「静岡県道路技術審議会規則」）

全国に先駆けて  
制定しました。

# 「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例」の概要

## ○基本の方針

- 基本として、各種基準の原則的事項を条例に規定  
→ 詳細は規則に規定する。
- 基準について調査審議したり、基準やこれに関し必要と認める事項について意見を頂く機関として、「**静岡県道路技術審議会**」を規定する。

平成24年4月1日  
より施行です。

## ○条文対応表

第1条	趣旨
第2条	県道の構造の技術的基準
第3条	県道に設ける道路標識の寸法
第4条	立体交差とすることを要しない場合
第5条	移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準
第6条	静岡県道路技術審議会の設置
第7条	審議会の権限

### ● 詳細を定める規則

静岡県が管理する**県道の構造**の  
技術的基準を定める規則

静岡県が管理する県道に設ける**道路  
標識の寸法**を定める規則

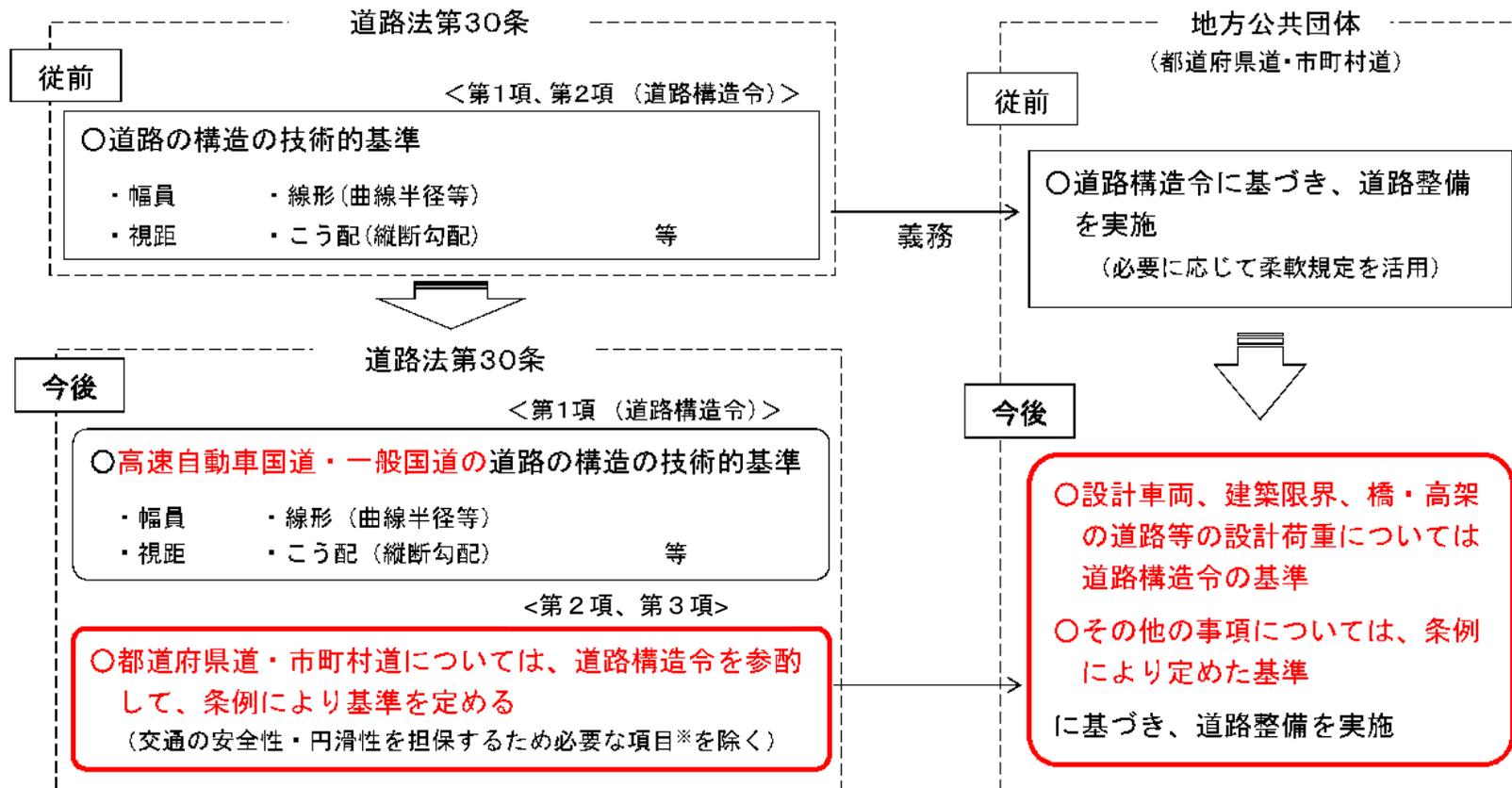
静岡県**移動等円滑化のために必要な  
県道の構造**に関する基準を定める規則

### ● 運営方法を定める規則

静岡県道路技術審議会規則

# 道路構造基準の取扱いについて(①道路構造令)

改正道路法第30条第2項、3項の規定により、政令（道路構造令）で定める事項を除き、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなった。

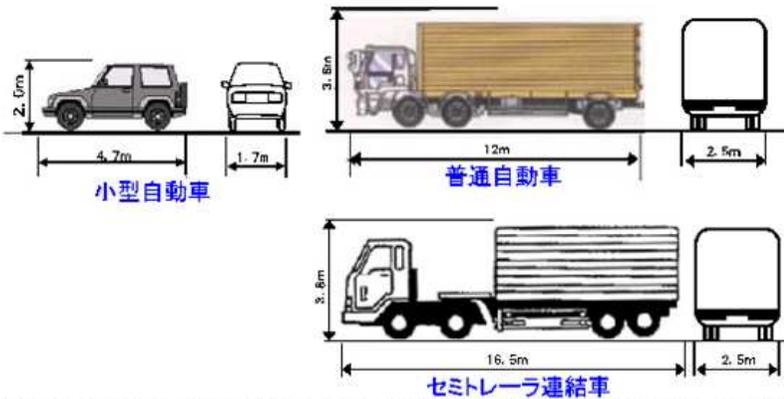


道路構造基準の取扱いについて（国土交通省HPより）

# 参考 車両の安全かつ円滑な通行のため必要な基準(国土交通省HP)

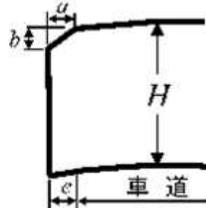
## 1) 車両の規格と道路構造の調整

### 《設計車両(第4条)》



### 《建築限界(第12条)》

○車道に接続して路肩を設ける普通道路の車道の場合

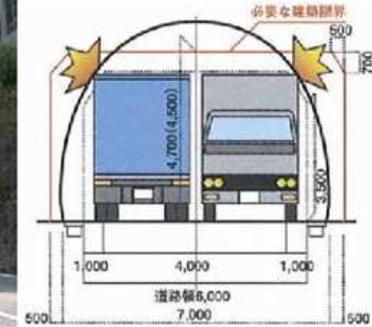


$H$  : 4.5m  
 $a, e$  : 車道に接続する路肩の幅員  
 $b$  :  $H$ から3.8m※1を減じた値  
 ※1 普通自動車、セミトレーラ連結車の高さ

## 2) 橋、高架の道路等の荷重条件(第35条第2項、第3項)

- 普通道路 245kN
- 小型道路 30kN

(建築限界を確保できず大型貨物車がすれ違えない例)



対向車がトンネルを通過するまで入り口で待機するトラック

(高さ制限に関する事故の例)



1989年(平成元年)7月21日  
 朝日 朝刊27面  
 橋桁にサンルーフから頭を出していた子供が衝突し死亡



2007年(平成19年)12月24日  
 読売 朝刊 31面  
 トラックの荷台の建設機械が建築限界内の電線に接触、倒れた街路灯が幼児を直撃し、死亡

## 「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則」の考え方

- 道路構造令で定める基準を参酌した上で、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めている。
- このうち、**静岡県独自の内容**として、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するため、**道路移動等円滑化基準における考え方を適用し、歩道等（歩道、自転車歩行車道及び自転車道）の基準**を定めている。
- 上記以外は、道路構造令と同じ規定を設けている。

※主旨の正確な理解及び適正な運用を図るため、運用基準を定めている。

### 【規則の内容】

第1条 趣旨、第2条 用語の定義、 . . . 第44条 歩行者専用道路 まで

# 「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則」の規定内容

## ○条文対応表

(※)県が独自の内容を規定する基準

第1条	趣旨
第2条	用語の定義
第3条	車線等
第4条	車線の分離等
第5条	副道
第6条	路肩
第7条	停車帯
第8条	軌道敷
第9条	自転車道
第10条	自転車歩行者道
第11条	歩道
第12条	歩行者の滞留の用に供する部分
第13条	積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員
第14条	植樹帯
第15条	設計速度
第16条	車道の屈曲部
第17条	曲線半径
第18条	曲線部の片勾配
第19条	曲線部の車線等の拡幅
第20条	緩和区間
第21条	視距等
第22条	縦断勾配(※)
第23条	登坂車線

第24条	縦断曲線
第25条	舗装(※)
第26条	横断勾配(※)
第27条	合成勾配
第28条	排水施設
第29条	平面交差又は接続
第30条	立体交差
第31条	鉄道等との平面交差
第32条	待避所
第33条	交通安全施設
第34条	凸部、狭窄部等
第35条	乗合自動車の停留所等に設ける交通島
第36条	自動車駐車場等
第37条	防雪施設その他の防護施設
第38条	トンネル
第39条	橋、高架の道路等
第40条	附帯工事等の特例
第41条	区分が変更される道路の特例
第42条	小区間改築の場合の特例
第43条	自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路
第44条	歩行者専用道路

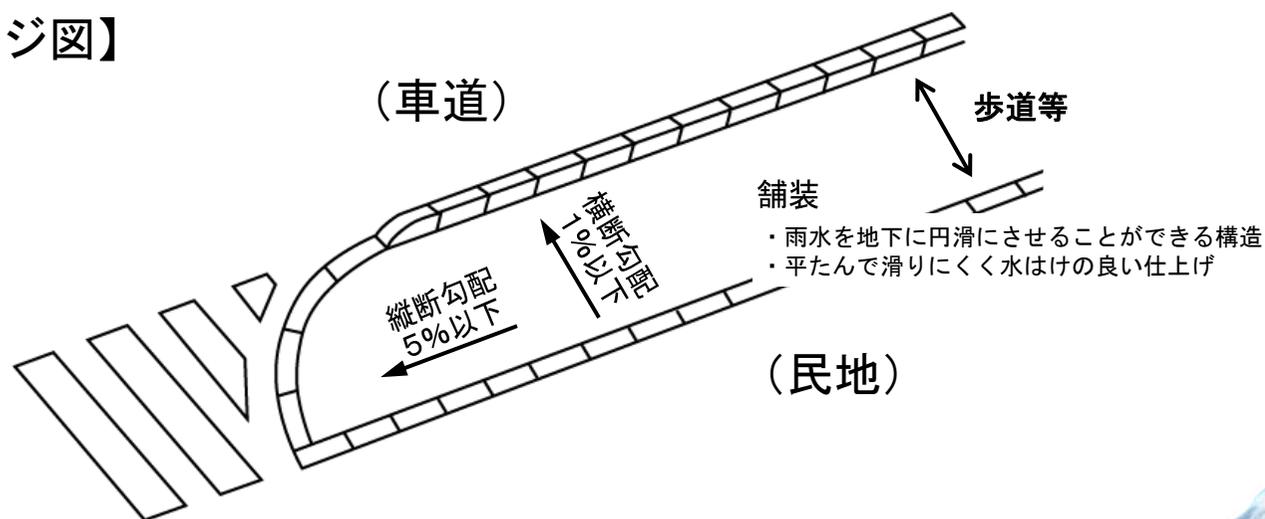
# 「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則」の県独自規定の内容

## ○県が独自の内容を規定する基準項目とその主な内容

基準項目		左の基準項目の主な内容	
		県の基準	(参考) 道路構造令
歩道等	縦断勾配	5%以下とする	(規定がない)
	舗装	雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするとともに、平たんで滑りにくく水はけのよい仕上げとする	舗装する
	横断勾配	1%以下とする	2%を標準とする

※ただし、地形の状況等の特別な理由によりやむを得ない場合を除く。

### 【参考イメージ図】



# 道路構造基準の取扱いについて(②標識令)

道路法第45条第3項の規定により、内閣府・国土交通省令（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（標識令））で定める道路標識の寸法は、府・省令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなった。

## 条例（詳細は規則）で定める事項

- (1) 寸法（文字の大きさを含む）
- (2) 案内標識、警戒標識、補助標識

## 府・省令（標識令）で定める事項

- (1) 文字の形、標識の色彩 等
- (2) 規制標識、指示標識

### ■案内標識

<寸法の規定がないもの>



方面、方向及び道路の通称名

(108の4)

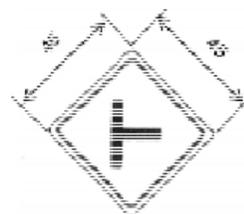
<寸法の規定があるもの>



道路の通称名

(119のB)

### ■警戒標識



ト形道路交差点あり

(201のB)

# 「静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則」の概要

○規則では、標識令で定める基準を参酌した上で、県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定めている。

○条文対応

第1条	趣旨
第2条	用語の定義
第3条	道路標識の寸法



静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則をここに公布する。  
平成24年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

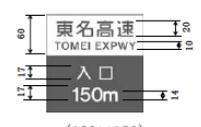
**静岡県規則第33号**  
静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則  
(趣旨)

**第1条** この規則は、静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年静岡県条例第26号）第3条の規定に基づき、県が管理する県道（以下「道路」という。）に設ける道路標識のうち、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。）第3条の2の規定により条例で寸法を定めることとされた道路標識（以下「道路標識」という。）の寸法を定めるものとする。  
(用語の定義)

**第2条** この規則で使用する用語は、省令で使用する用語の例による。  
(道路標識の寸法)

**第3条** 道路標識の寸法は、別表に定めるものとする。  
**附 則**  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表

種類	都府県	入口の方向	入口の方向
番号	(102-B)	(103-A)	(103-B)
標識	 (120×200)	 (120×120)	 (120×120)
種類	入口の予告	方面及び距離	方面及び車線
番号	(104)	(106-B)	(107-A)
標識	 (120×120)		 (180×210)
種類	方面及び車線	方面及び方向	方面及び方向
番号	(107-B)	(108の2-D)	(108の2-E)
標識	 (140×250)	 (140×320)	 (120×200)

# 「静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則」の考え方と独自規定内容

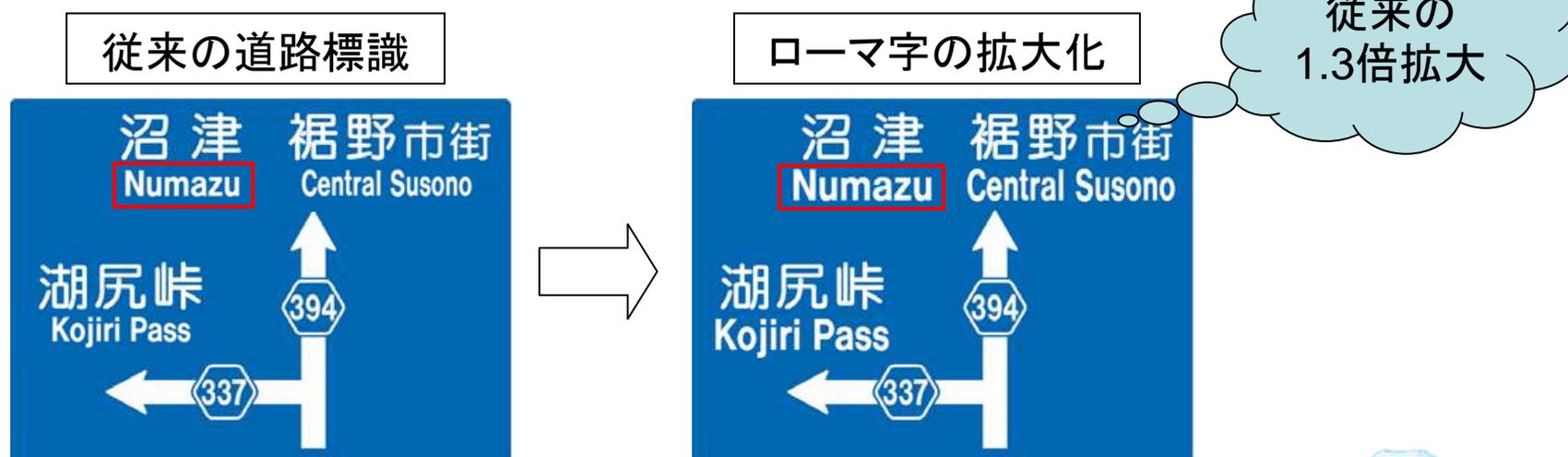
○県が独自の内容を規定する基準の項目とその主な内容

【目的】道路利用者の国際化に対応させる。

道路標識の視認性及び判読性を向上させる。

基準項目	左の基準項目の主な内容	
	県の基準	(参考) 標識令
文字（ローマ字）の大きさ	文字（漢字、かな）の大きさの65%の値	文字（漢字、かな）の大きさの50%の値

【参考イメージ図】

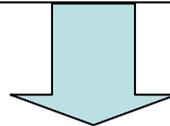


○上記以外は、標識令と同じ規定を設けている。

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

## 道路構造基準の取扱いについて(③自動車専用道路と道路等との交差方式の基準)

道路法第48条の3ただし書に規定する自動車専用道路と道路等との交差方式の基準のうち、立体交差とすることを要しない場合は、条例で定めることとなった。



県は、道路法施行令第35条第1号及び第3号に掲げるものを条例に規定している。

### 自動車専用道路

(参考)道路法第48条の3

(道路等との交差の方式)

第48条の3 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分を道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設(以下この条、次条及び第四十八条の十四中「道路等」という。)と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合 その他道路管理者である地方公共団体の条例(国道にあつては、政令)で定める場合 においては、この限りでない。

(参考)道路法施行令第35条《抜粋》

(立体交差とすることを要しない場合)

第35条 (前略) 法第四十八条の三ただし書に規定する政令で定める立体交差とすることを要しない場合 は第一号及び第三号に掲げるものとする。

- 一 当該交差が一時的である場合
- 二 (略)

三 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによつて生ずる利益を著しくこえる場合

## 道路構造基準の取扱い(④バリアフリー道路構造基準) と県の規則の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定により国土交通省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令）で定める特定道路の移動円滑化基準は、省令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなった。

### 条例（詳細は規則）で定める事項

- (1) 歩道等に関する基準
- (2) 立体横断施設に関する基準
- (3) 乗合自動車停留所に関する基準
- (4) 路面電車停留場等に関する基準
- (5) 自動車駐車場に関する基準
- (6) 移動等円滑化のために必要なその他の施設に関する基準
- (7) その他必要な事項

○県の規則では、省令で定める基準を参酌した上で、県が管理する県道に設ける道路の構造に関する基準を定めている。

**【県の対応】省令で定める基準と同じ規定を設ける**

# 「静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則」の内容

## ○条文対応表

<b>第1章 総則</b>		第18条	乗降場
第1条	趣旨	第19条	傾斜路の勾配
第2条	用語の定義	第20条	歩行者の横断の用に供する軌道の部分
<b>第2章 歩道等</b>		<b>第6章 自動車駐車場</b>	
第3条	歩道	第21条	障害者用駐車施設
第4条	有効幅員	第22条	障害者用停車施設
第5条	縦断勾配	第23条	歩行者の出入口
第6条	歩道等と車道等の段差	第24条	通路
第7条	高さ	第25条	エレベーター
第8条	横断歩道に接続する歩道等の部分	第26条	傾斜路
第9条	車両乗入れ部	第27条	階段
<b>第3章 立体横断施設</b>		第28条	屋根
第10条	立体横断施設	第29条	便所
第11条	エレベーター	第30条	便所
第12条	傾斜路	第31条	便所
第13条	エスカレーター	<b>第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設</b>	
第14条	通路	第32条	案内標識
第15条	階段	第33条	視覚障害者誘導用ブロック
<b>第4章 乗合自動車停留所</b>		第34条	休憩施設
第16条	高さ	第35条	照明施設
第17条	ベンチ及び上屋	第36条	防雪施設
<b>第5章 路面電車停留場等</b>		<b>附則（施行期日、経過措置）</b>	

## 他の都道府県の基準制定状況(平成24年7月末時点)

### 【道路の構造の基準】

47都道府県のうち**10自治体**で条例を制定

独自規定あり	岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、香川県
独自規定なし	群馬県、千葉県、山口県

(独自規定の状況(例))

- ①歩行者に関するもの・・・京都府、岐阜県、香川県、静岡県 等
- ②車線幅員に関するもの・・・岐阜県、愛知県、香川県
- ③停車帯に関するもの・・・岐阜県、愛知県

### 【道路標識の寸法】

47都道府県のうち**8自治体**で条例を制定

(群馬県、千葉県、静岡県、愛知県、兵庫県、広島県、山口県、香川県)

### 【移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準】

47都道府県のうち**4自治体**で条例を制定

(千葉県、静岡県、兵庫県、山口県)

## 【これまで基準を制定した自治体】

県内35市町のうち、基準を制定した自治体はない。  
(本年度中に、条例制定が必須)

## 今後

- ・県内外の他の地方公共団体の情報収集に努める。
- ・県内市町への調査結果等の情報提供に努める。